世田谷区「熊本地震災害支援金」のお取扱いについて

令和８年熊本地震により、被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。
世田谷区では、被災した自治体の復旧または復興を支援するため、支援金を募集し、被災自治体に寄贈します。
当金庫も、積極的に支援するため、下記により支援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 支援金の名称
「令和８年熊本地震災害支援金」

2. 支援金使途
世田谷区が、７月２８日に発生した令和８年熊本地震で被災した自治体の復旧または復興を支援するため、支援金を募集し、被災自治体へ寄贈。

3. 取扱期間
令和８年７月２９日（水）～令和９年３月３１日(水)

4. お振込先
信用金庫名：昭和信用金庫
店　舗　名：本店
預 金 種 目：普通預金
口 座 番 号：１２８７０４８
口 座 名 義：令和８年熊本地震災害支援金　世田谷区長　保坂展人

5. 振込手数料
無料（窓口の場合）
※硬貨 50 枚以上だった場合の硬貨入金手数料免除

≪所得税、住民税、法人税の寄附金控除の手続をとられる方へ≫
本支援金をお振込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が所得税等の寄附金控除の手続きにおける証明書類となります。この場合における確定申告手続きの際は、世田谷区ホームページ「令和８年熊本地震災害支援金」記事の添付が必要となります。

※　詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以上

昭和信用金庫